

## プラスチック資源循環推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、飲食店等がテイクアウトに取り組んでいることを踏まえ、プラスチック製品からエコ容器への転換を支援するとともに、エコ容器の市内の需要を喚起するため、予算の範囲内においてプラスチック資源循環推進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) リターナブル容器 中身を消費した後の容器を販売店等が回収・洗浄し、再び使用する容器のこと。
  - (2) リユース食器 屋外のイベント等で利用され、繰り返し再使用される食器のこと。
  - (3) エコ容器等 有機資源やリサイクル素材などの環境に配慮した素材を使ったことが確認できる環境ラベルの表示がある飲食物を入れる容器やスプーン、フォーク等のこと。なお、プラスチック製の買物袋は、海洋生分解性プラスチックの配合率が100%のもの又はバイオマス素材の配合率が25%以上のものに限る。
  - (4) ワンウェイプラスチック 一度使用された後、ごみ又は資源として回収されるプラスチック製品のこと。
  - (5) バイオプラスチック 植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称のこと。
  - (6) 販売店等 市内に住所を有する事業所でリターナブル容器、エコ容器等の販売又はレンタル並びに印刷等の業務を行っている事業者のこと。
  - (7) 飲食店等 市内に住所を有する事業所で飲食物の提供などのサービスを行っている事業者及び市内でイベントを主催する団体のこと。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の飲食店等が、次の各号のいずれかの取組み又は複数を組み合わせた取組みとする。

(1) ワンウェイプラスチック削減推進補助金

市内で行われるイベント活動で使用する、リターナブル容器やエコ容器等の購入、又はリユース食器のレンタル

(2) バイオプラスチック等導入支援補助金

石油由来のプラスチック素材からエコ容器等への転換及び導入  
なお、パッケージのデザイン作成や印刷等の資材の制作を含む。

(3) バイオプラスチック等利用促進補助金

飲食物等の販売・提供に使用するエコ容器等の購入

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は補助の対象としない。

(1) 既に当該補助金の交付決定を受けている事業に係る経費

(2) 市外の事業所で行った事業に係る経費

(3) 市外の事業者からの購入及びレンタル等に係る経費

(4) 市外の事業者への委託に係る経費

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号の要件をすべて満たす法人、個人事業主又は団体を代表する者とする。

(1) 主たる事業所又は補助事業を実施する拠点が市内にあること。

(2) 令和4年4月1日までに開業、又は団体を結成していること。

(3) 次の表の補助対象者に該当し、かつ、補助対象外の者に該当しないこと。

補助対象者	補助対象外の者
○会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合、協業組合）	○宗教上の組織又は団体 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び6項から10項に規定する営業並びに当該営業に係る同条13項に規定

○個人事業主の商工業者	する「接客業務受託営業」を行う者
○任意団体及びその代表者	

(4) 第3条第1項第1号の補助事業者は、飲食業を営んでいない者であること。

(5) 第3条第1項第3号の補助事業者は、飲食店営業などの営業許可の取得又は届出を行っている者であること。

(6) 次のアからエに掲げる「補助金の支給を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者であること。

ア 個人又は法人（以下「法人等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する補助事業に係る経費のうち、市長が必要かつ相当と認めるものとする。

2 前項に規定する補助対象経費は、消費税法（昭和63年法律第108号）で定める消費税の額を除く。

（補助対象期間）

第6条 補助事業は令和4年7月1日以降に着手し、令和4年12月28日までに完了し

なければならない。なお、補助事業は補助対象経費の支払いをもって完了とする。

(補助金額)

第7条 補助金額は、補助対象経費の合計額の範囲内で、次の各号に掲げる事業ごとに交付額を決定する。

(1) 補助対象経費の3分の2に相当する額とし、50,000円を上限とする。

(2) 補助対象経費の全額とし、50,000円を上限とする。

(3) 補助対象経費の3分の2に相当する額とし、100,000円を上限とする。

2 前項の各号により算出した額に、千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、岡山市プラスチック資源循環推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、原則として申請は郵便により岡山市環境局環境部環境事業課へ提出するものとする。

(1) 事業計画書兼実績報告書(様式第2号)

(2) 補助事業の実施が確認できる写真又は成果物

(3) 事業の実施に要した経費の支払いを証する書類

(4) 補助金振込口座の通帳の写し

(5) 主たる事業所又は補助事業を実施拠点が市内にあることを証明する書類の写し

(6) 第3条第1項第3号の申請については、飲食店営業などの営業許可又は届出が確認できる書類

(7) 申請者が個人である場合は、本人確認書類(顔写真付き)の写し

2 前項の申請受付期間は令和4年8月15日から令和4年12月28日までとする。ただし、郵送で申請を行った場合であって、申請期限までの日付の消印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

(着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第15条ただし書の規定により、同条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(補助金の交付の制限)

第10条 補助金の交付回数は同一の補助事業者が行う同一の補助事業ごとに1回までとする。

(交付決定及び額の確定並びに補助金の交付)

第11条 市長は、第8条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により通知する。

2 市長は、前項の補助金の交付決定及び額の確定をもって規則第19条2項に規定する請求があったものとみなし補助金を交付するものとする。

3 市長は、前第1項の審査の結果、交付することが不相当と決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付は、予算の範囲内において補助金交付申請書の提出の先着順により行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、岡山市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。